

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の
審査運用の実態および審査基準・審査マニュアル
に関する調査研究 報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 湾岸協力会議（GCC）

1. 概要及び基礎情報

1.1. 基礎情報

1.1.1. 一般事情¹

(1) 概要

1980年にアンマンで開催されたアラブ・サミットでのジャービル・クウェート首長の提案を受け、翌1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。本部（事務局）はサウジアラビアの首都リヤドに所在。正式名称は、「Cooperation Council for the Arab States of the Gulf（アラビア語：Majlis Al-Ta' aawni li Duwali Al khalyiji Al- 'arabiya）」であるが、Gulf Cooperation Council（GCC）という略称が用いられることが多い。

防衛・経済をはじめとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

(2) 人口²

4,738万人（2012年GCC統計局発表値）

1.1.2. 経済

(1) GDP（名目）³

1.57兆ドル（2012年GCC統計局発表値）

(2) 1人当たりGDP⁴

33,325米ドル（2012年GCC統計局発表値）

(3) エネルギー資源

世界の原油埋蔵量の約3割を有し、原油生産量の約2割、天然ガス生産量の約1割を産出

¹ 外務省ウェブサイト「国・地域 地域機関 湾岸協力理事会」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000536.htmlを参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

² GCC事務局 アラビア語版ウェブサイト 統計情報のルール、協力会議統計プロフィール、2013、人口と人口動態統計、GCCの人口 <http://www.gcc-sg.org/ar-sa/CognitiveSources/GulfDatabases/Pages/GulfInformationwithCategorization.aspx>を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

³ GCC事務局 アラビア語版ウェブサイト 統計情報のルール、協力会議統計プロフィール、2013、経済・金融統計、経済発展、国民総生産 <http://www.gcc-sg.org/ar-sa/CognitiveSources/GulfDatabases/Pages/GulfInformationwithCategorization.aspx>を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

⁴ GCC事務局 アラビア語版ウェブサイト 統計情報のルール、協力会議統計プロフィール、2013、経済・金融統計、経済発展、一人当たり総生産 <http://www.gcc-sg.org/ar-sa/CognitiveSources/GulfDatabases/Pages/GulfInformationwithCategorization.aspx>を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

1.1.3. 経済関係

日本との貿易額（2012年：財務省貿易統計）

輸出 約12兆6,167億円

輸入 約1兆9,930億円

1.2. 産業財産制度の概要

1.2.1. 法令等整備状況⁵

1.2.1.1. 加盟している産業財産権関連の主な条約

加盟している産業財産権関連の条約はない。

ただし、条約に対しては以下の協調をとっている。

- ・1971年ストラスブール協定に基づく国際特許分類を適用するが、GCC自体は同協定に加盟していない。
- ・2000年8月16日、TRIPS協定と更に協調させるためにGCC特許規則が実質的に改正された。

1.2.1.2 産業財産に関する法律・規則

GCC特許制度は、一度の出願により得られた特許権の効力が、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア及びアラブ首長国連邦のすべての加盟国に自動的に及ぶ制度である。また、GCC特許は、GCC加盟国のいずれかにおける特許から独立して取得可能である。

2017年3月現在、PCT国際出願においてGCC特許庁を指定できず、PCT国際出願によってGCCにおける特許の付与を求めることはできない。

しかし、クウェートが2016年6月9日に149番目のPCT加盟国となり、すべてのGCC加盟国がPCT加盟したことで、GCC特許庁が将来PCTに加盟することは可能となった⁶。

なお、商標については、域内の商標制度を統一するための統一商標法が制定されているが、単に制度の統一を目的とするにとどまっており、広域商標庁の設立は目的とされていない⁷。現時点（2017年2月）で、統一商標法を施行しているGCC加盟国は、サウジアラビア、クウェート、バーレーンである⁸。

意匠と実用新案に対応する制度は存在しない。

適用法令は以下のとおりである。

- ・協力会議加盟国特許規則（以下、「特許規則」）、1992年12月21-23日にGCC最高理事

⁵ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）

<https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf> を参照した。

（最終アクセス日：2016年11月15日）

⁶ Saba Intellectual Property <http://www.sabaip.com/en/News/Kuwait-Final-GCC-Country-with-PCT-Membership> を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

⁷ 平成21年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度及びその運用状況に関する調査研究報告書」https://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h21_report_04.pdf（最終アクセス日：2016年11月15日）を参照した。

⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

会で承認、1998年10月3日運用開始、1999年改正、2000年8月16日に改正発効
 ・1996年特許規則の施行細則（以下、「特許施行細則」）、1998年10月3日運用開始、2000年8月16日に改正発効

1.2.2. 管轄官庁及び人的体制

特許をGCC特許庁が管轄する。職員数は100名で内訳は、審査官が40名（特許：40名）、他職員：60名である。

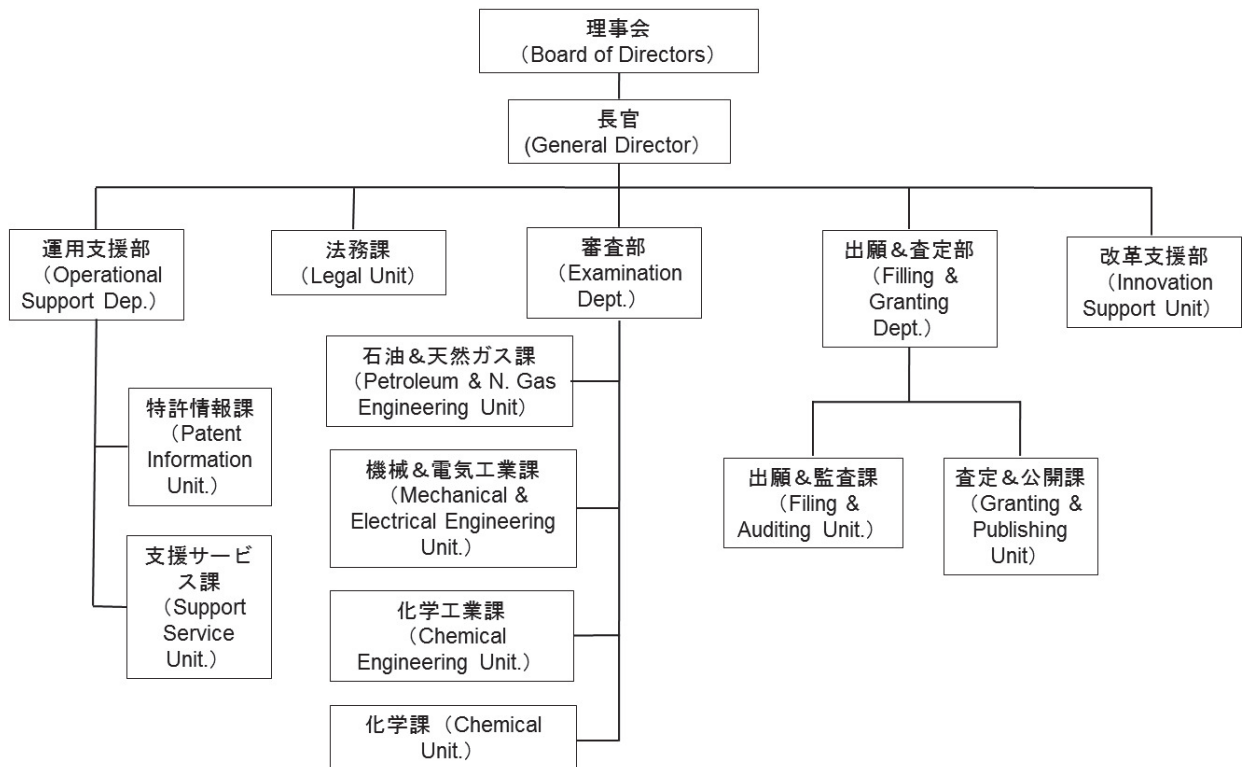


図 GC-1 特許庁の組織図⁹

⁹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

1.3. GCC の産業財産制度の基礎情報（統計情報）¹⁰

1.3.1. 産業財産権の出願・登録件数

(1) 特許の出願件数¹¹と登録件数¹²

特許の出願件数と登録件数は以下のとおりである。

	年	特許
出願件数	2012	3,057
	2013	2,890
	2014	2,492
	2015	1,982
	2016	1,949
登録件数	2012	375
	2013	521
	2014	483
	2015	662
	2016	673

(2) 特許の国籍別¹³の出願件数（上位 5 か国）

特許の国籍別の出願件数は以下のとおりである。

年	特許	
	国籍	出願件数
2011~ 2015	US	451
	SA	171
	CH	159
	NL	132
	DE	114

US：米国、SA:サウジアラビア、CH：スイス、NL：オランダ、DE：ドイツ

¹⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹¹ GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/Statistics/en/FiledApps.aspx> を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

¹² GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/Statistics/en/GrantedPatents.aspx> を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

¹³ WIPO PCT 出願人の手引国際段階 付属書 K http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvol1/annexes/annexk/ax_k.pdf を参照した。（最終アクセス日：2017年2月22日）

(3) 特許の国籍別の登録件数 (上位 5 か国)

特許の国籍別の登録件数の情報は得られなかった。

年	特許	
	国籍	登録件数
2011~ 2015	(情報なし)	(情報なし)

(4) 特許の分類別の出願件数 (上位 5 分類)

特許の分類別の出願件数の情報は得られなかった。

年	特許	
	分類	出願件数
2011~ 2015	(情報なし)	(情報なし)

(5) 特許の分類別の登録件数 (上位 5 分類)¹⁴

特許の分類別の登録件数は以下のとおりである。

年	特許	
	分類	登録件数
~2017 年	医薬品と生物学	498
	化学	1,456
	化学工業	860
	機械工業と電気工業	1,175
	石油と天然ガス工業	1,044
	Total	5,033

(6) 特許の出願人名別の上位 5 名の出願件数

本調査研究では情報が得られなかった。

¹⁴ GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/Statistics/en/GrantedPatents.aspx> を参照した。(最終アクセス日 : 2017 年 3 月 1 日)

1.3.2. 審査の状況

(1) 審査に係る期間

審査に係る期間は以下のとおりである。

	ファーストアクションの日までの平均期間	査定日までの平均期間
特許	出願日から 36 月	出願日から 42 月

(2) 最終処分の内訳¹⁵

最終処分の内訳は以下のとおりである。

	特許
登録	5,028
拒絶	14,555
合計	19,583
統計年度	2017年3月1日までの累積

1.3.3. 審判、行政訴訟及び民事訴訟の統計¹⁶

審判請求数は以下のとおりである。なお、本調査研究では訴訟の統計情報は得られなかった。

	件数
拒絶査定に対する不服審判請求	7
登録した権利に対する無効審判請求	0

1.4. 産業財産制度の動向¹⁷

1.4.1. 産業財産制度に関する政策・戦略

現時点（2017年2月）で優先権、二重特許、クレームの減縮又は取消、などに関して、特許規則の見直しを検討している。

また、現状の課題は審査期間の短縮、審査品質の向上、などである。

1.4.2. 産業財産制度に関する運用（品質管理、審査官の育成、産業財産制度の利用促進）

1.4.2.1 品質管理

審査等の業務内容に関する審査の品質を一定に保つために、審査官教育、上長のチェック、を行っている。また、審査ガイドラインの導入を検討している。

¹⁵ GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/Statistics/en/GrantedPatents.aspx> を参照した。（最終アクセス日：2017年3月1日）

¹⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

¹⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

1.4.2.2 審査官の育成

知財庁内部の研修、e-learning、WIPO 研修、外国知財庁主催の研修、国内企業等での研修、海外への派遣研修（中国国家知識産権局）など、積極的に取り組んでいる。

1.4.2.3 産業財産制度の利用促進・活用支援

ユーザー向け説明会、HP への解説文書のアップロード、各種料金（出願料や登録料など）の減免、などで利用促進、活用支援を行っている。

1.4.3. その他産業財産制度の運用等に関する情報¹⁸

その他産業財産制度の運用等に関する情報は、以下のとおりである。

- ・他の海外知財庁との協力として、講師を招待して研修を行っている。また、他国へ研修のために審査官を派遣する際には、交通費支援を受ける場合がある。
- ・模倣品対策に関する、関係部署（裁判所、税関、警察）との連携した活動はない。
- ・主要な判例について本調査研究においては情報が得られなかった。

¹⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2. 特許

2.1. 特許制度の枠組み^{19,20}

2.1.1. 保護対象

特許規則では、発明の保護のための原則、規則、要件等が定められている。

特許について規則第1条²¹及び規則第2条に規定されている。

すなわち、特許を受けることができる発明とは、規則第2条の規定からみて、新しい製品、工業的方法、又は、製造方法のいずれかに関するものであると解される。

規則第1条（抜粋）

1.7 特許：発明の所有者に官庁から付与される文書であり、それにより、発明は、本規則及びその細則の規定に従って協力会議諸国内で法的保護を享有する。

規則第2条（抜粋）

2.1 本規則及びその細則の規定に従って特許が認められるためには、発明は新規性及び進歩性を有し、産業上利用可能なものであることを要する。また、発明は、新しい製品、工業的方法、又は、製造方法のいずれに関するものであるかを問わず、イスラム法、又は、協力会議諸国において遵守されている公の行動規範に抵触するものであってはならない。

2.1.2. 権利の存続期間

特許権の存続期間については出願日から20年（延長なし）である。

規則第15条

特許の有効期間は、出願日から20年とする。

2.1.3. 権利の効力

特許の権利の効力については、規則第12条に以下のとおり規定されている。

特許は、その所有者に、発明を利用する権利を付与する。特許の権利は、製造、使用、輸入、販売及び販売のための展示に関して効力を有する。

工業的方法又は製品の製造方法に関しては、特許権者は、当該これらの方法を使用する権利に加えて、これらの方法により直接得られる製品についても同じ権利を有する。

¹⁹ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年2012年2月）を参照した。

²⁰ 本章では、断りのない限り、条文は、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議（GCC）

「統一特許法」<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf#page=390>

「特許法施行規則」<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf#page=400>を引用する。

²¹ 本章では特許規則条文を「規則第～条」、特許施行細則条文を「施行細則第～条」と記載する。

規則第 12 条

12.1 特許は、その所有者に、発明を利用する権利を付与する。製品に関する発明は、製造、使用、輸入、販売及び販売のための展示により利用されるものとみなされる。

工業的方法又は製品の製造方法に関しては²²、特許権者は、当該これらの方法を使用する権利に加えて、これらの方法により直接得られる製品についても同じ権利を有する。

12.2 特許の目的物が製品である場合、特許権者は、特許権者の事前の承諾なしに、他の者が製品を製造、使用、販売、販売のための展示、又は、それらを目的として輸入することを妨げる権利を有する。ただし、特許の目的物が工業的方法である場合、特許権者は、他の者による当該方法の実際の使用を妨げる権利を有する。また、特許権者は、特許権者の事前の承諾なしに、他の者が、少なくとも当該方法を使用して直接取得した製品を使用、販売のための展示、販売、又はかかる目的のために輸入することを妨げる権利を有する。

12.3 特許付与にかかわらず、同一の製品又は方法に関する他の者による出願日より前、又は、出願の優先日より前に誠実に、製造し、製品の工業的製造方法を実施し、又は、それらの準備を行う事業体は、かかる行為を継続する権利を有する。当該権利の譲渡又は移転は、当該事業体の他の要素とともに行われる場合にのみ認められる。

2.1.4. 優先権

優先権主張が認められる要件、優先期間は規則第 7 条に規定され、優先期間は出願日より 12 月である。願書においては、以前の出願の日付及び出願番号、並びに、出願国を記載する。

規則第 7 条

7.1 願書においては、いずれかの国又は地域の特許庁に提出された以前の出願の優先権を考慮するよう希望を表明することができる。この場合、施行細則に定めるところに従って、願書においては、以前の出願の日付及び出願番号²³、並びに、出願国を記載する。出願人はその証拠を提出する。提出しない場合、その優先権は、無効となる。

7.2 優先権の期間は、グレゴリオ暦で 12 月とする。

2.1.5. 新規性喪失の例外²⁴

次の場合には新規性を喪失しないものとみなされる（規則第 2 条）。

(1) 出願人若しくは前権利者に対する第三者の権利濫用を原因とする又はその結果である、

²² 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議 (GCC) 「統一特許法」では、「製品の工業的方法又は製造方法に関しては」となっているが、GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/> を参照、仮訳し、「工業的方法又は製品の製造方法に関しては」、と記載する。

²³ 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議 (GCC) 「統一特許法」では、「登録番号」となっているが、GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/> を参照、仮訳し、「出願番号」と記載する。

²⁴ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (※条文の前任者は前権利者に読み替えた) (GCC 発行年 2012 年 2 月) を参照した。

出願日前1年以内又は優先権を有効に主張していれば優先日前1年以内の、公衆に対する発明の開示

(2) 出願日前6月以内の、公に認められた博覧会における、出願人若しくは前権利者による発明の展示

規則第2条 (抜粋)

2.2 発明は、先行技術により予期されるものは新規性があると認められない。先行技術は、特許出願日、又は、それに関し有効に主張されている優先日より前に書面で表現されたもの、口頭で開示されたもの、方法の使用によるもの、又は、発明の観念を実現するその他の方法によっていずれかの場所において、公衆に開示された一切のものから構成される。本項の適用上、発明の公衆への開示は、出願人又はその前権利者²⁵に対する濫用行為により、又は、その結果として行われた場合、出願日又は優先日のいずれかに先立つ1年間に行われたものは、考慮されない。発明の公衆への開示は、出願日の前6月以内に公認の博覧会で行われたものである場合、考慮されない。これに関し、施行細則において対象となる発明の保護に関する規定を定める。

2.1.6. 登録要件

発明が、特許を受けるための資格を満たすためには、新規であり、進歩性を有し、これが産業上利用可能でなければならない。また、新製品、工業的方法、又は、製造方法に関するものであれ、それがイスラム法又はGCC加盟国において通用する公の行動規範に反するものであってはならない (規則第2条)。

なお、不登録事由は、規則第3条に規定されている。

規則第2条 (再掲)

2.1 本規則及びその細則の規定に従って特許が認められるためには、発明は新規性及び進歩性を有し、産業上利用可能なものであることを要する。また、発明は、新しい製品、工業的方法、又は、製造方法のいずれに関するものであるかを問わず、イスラム法、又は、協力会議諸国において遵守されている公の行動規範に抵触するものであってはならない。

規則第3条

3.1 本規則の適用上、次のものは発明とはみなされない。

3.1.1 発見、科学理論、数学的方法及びコンピュータプログラム

3.1.2 計画、規則、事業の実施方法、純粋に精神的活動の遂行又は、遊技

3.1.3 植物品種、動物品種、又は、植物若しくは動物を生産するために用いられる生物学的方法。ただし、微生物学的方法及びそれによる製品は除く。

²⁵ 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議 (GCC) 「統一特許法」では、「前任者」となっているが、GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/> を参照、仮訳し、「前権利者」と記載する。

3.1.4 人又は動物の身体の外科学治療又は診断の方法、及び、人又は動物の身体について用いられる診断方法。ただし、これらの方法において用いられる製品を除く。

3.2 本法は、植物品種又は動物品種を保護するものではない。

2.1.7. 第三者による情報提供制度²⁶

第三者による情報提供制度はない。

2.1.8. 出願公開制度²⁷

出願公開制度はない。

2.1.9. 審査請求制度²⁸

審査請求制度はない。

ただし、実体審査料を支払うことで、特許庁は願書を実体審査に回付する制度となっている。(2.3.5 審査の手順 (2)実体審査参照)

なお、早期審査制度はない。

2.1.10. 秘密保持に関する制度²⁹

秘密保持に関する制度は規則 2 条と施行細則第 15 条に規定されている。

GCC 特許が出願されている発明について、GCC 特許庁が、GCC 加盟国のいずれかの安全保障に関する旨の意見であれば、その出願は方式審査及び実体審査の通過後に付与されるが、特許は公告されず、公告手数料を支払う必要はない。特許庁は、関係各国にその旨を通知する。各加盟国は、安全保障に関すると思われる分野を特許庁に通知しなければならない。

規則第 2 条（抜粋）

2.5 協力会議諸国のいずれかの安全保障に関連する発明についての出願がなされた場合、施行細則に定められている手続を適用する。

施行細則第 15 条

特許庁が、方式審査及び実体審査に合格した発明が GCC 諸国のいずれかの安全保障に関連があると判断する場合、当該発明は、公告料を免除される。かかる特許は、出願人に付与され交付される。また、官庁は、関係国に然るべく通報する。加盟国は、官庁に、安全保障に関連があるとみなされる分野について通知する。

²⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁸ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

²⁹ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）を参照した。

2.1.11. 分割に関する制度³⁰

分割出願に関しては、最終処分前であれば、いかなる時も分割出願を請求できる。ただし、法令の規定はなく、運用により実施されている。

2.1.12. 出願の変更に関する制度³¹

出願の変更に関する制度はない。

2.1.13. 異議申立てに関する制度

異議申立てに関する制度が規則第 11 条に規定されている。

公告日から 3 月以内に、利害関係人は特許付与に対する異議を不服審査委員会に対して申し立てることができる。異議が認められた場合、特許は取り消されるが、そうでなければ特許は維持される³²。

不服審査委員会は、GCC 閣僚評議会により設立される。委員会は 12 名の委員で構成され、各 GCC 加盟国における委員会の構成員は、司法委員 1 名及び技術委員 1 名の 2 名である（規則第 1 条、規則第 28 条）。

規則第 11 条

実体審査によって、出願が本規則及び本細則に定める条件を満たしていることが判明した場合、官庁は、特許付与の決定を行い、これを、登録簿に記載し、公告する。不服審査委員会に対し、異議申立書が提出されない場合、公告の日から 3 ヶ月後に、発明の所有者に対し特許証が交付される。

実体審査において出願が特許の要件を満たしていないことが判明した場合、官庁は、理由を付して出願を拒絶する決定を行い、決定書の写しを出願人に通知する。その後決定は公告される。

規則第 1 条

1.3 委員会：閣僚評議会によって、本規則及びその細則に定める権限を行使するために任命された不服審査委員会³³

規則第 28 条

閣僚評議会は、次に従って不服審査委員会を設立する決定を行う。

28.1 委員会は、加盟国の国民の中から、公的資格ではなく個人的資質に基づいて選択

³⁰ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³¹ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³² AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）を参照した。

³³ 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議（GCC）「統一特許法」では、「閣僚評議会によって、本規則及びその細則に定める権限を行使するために任命された不服審査委員会」となっているが、誤記と判断し、「閣僚評議会によって、本規則及びその細則に定める権限を行使するために任命された不服審査委員会」と記載する。

される 12 名の委員から構成する。

28.2 各加盟国は、委員会に 2 名の委員を指名する。そのうち一人は法律家とし、もう一人は、技術的専門家とする。

28.3 他の委員は、二名の法律家を、3 年の任期を有する委員長及び副委員長に選出する。

28.4 委員会は、出席者の 3 分の 2 の多数で決定を行う。

28.5 委員会の会合は、各国から最低一人の委員が出席したときに開催される。

28.6 委員会の会合は、いずれかの国の双方の委員の出席が不可能な場合には 2 週間延期される。次の会合においても出席できない場合、会合は有効なものとする。

28.7 委員会の委員は、いかなる当局の指示からも独立して中立的にその職務を遂行する。

2.1.14. 審判制度

(1) 拒絶査定不服審判

拒絶査定不服審判については、施行細則第 21 条に規定されている。

実体審査において出願が特許の要件を満たしていないことが判明した場合、特許庁は、理由を付して出願を拒絶する決定を行い、決定書の写しを出願人に通知する。その後決定は公告される（規則第 11 条）。

出願人は、公告の日から 3 月以内に不服審査委員会に対して特許庁の決定に対する不服を申し立てることができる（施行細則第 21 条）。

不服審査委員会の決定に対しては、委員会手続を受け入れる国において遵守されている規則に従って、権限を有する当局に対し上訴できる（規則第 25 条）。

規則第 11 条（再掲）

実体審査によって、出願が本規則及び本細則に定める条件を満たしていることが判明した場合、官庁は、特許付与の決定を行い、これを、登録簿に記載し、公告する。不服審査委員会に対し、異議申立書が提出されない場合、公告の日から 3 月後に、発明の所有者に対し特許証が交付される。

実体審査において出願が特許の要件を満たしていないことが判明した場合、官庁は、理由を付して出願を拒絶する決定を行い、決定書の写しを出願人に通知する。その後決定は公告される。

施行細則第 21 条

実体審査から、出願が本規則又は施行細則に定める要件を満たしていないことが判明した場合、官庁は、出願を拒絶する理由を付した決定を発出し、出願人は、その旨書留郵便により通知を受ける。出願人は、公告の日から 3 月以内に委員会に対し決定について異論を申し立てることができる。

規則第 25 条

委員会の決定は、委員会手続を受け入れる国において遵守されている規則に従って、権限を有する当局に³⁴対し上訴することができる。かかる上訴の解決は、本規則の規定、及び、当該国の法律の要件をそれぞれ遵守して行われるか、これが該当しない場合、一般的規則に従って解決する。

(2) 無効審判

無効審判制度そのものはない。

GCC 特許規則には異議申立期間を過ぎた後に、権利化された特許の無効を請求する規定はなく、異議申立期間後に無効を請求するには、GCC 加盟国、それぞれの法令に従って対処しなければならない。

ただし、無効・取消については、委員会へ請求できるという情報もある³⁵。

(3) 訂正審判³⁶

訂正審判制度はない。

2.2 審査基準・審査ガイドライン³⁷

特許に関する審査ガイドラインはない。審査官が各々の経験に基づいて審査を行っている。

なお、出願人向けガイドラインがあり、出願の手順と願書の書き方などが示されている。

³⁴ 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議（GCC）「統一特許法」では、「当局」となっているが、GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/> を参照、仮訳し、「当局に」と記載する。

³⁵ JETRO 「最近の中東・アフリカの知財情勢について」GCC 制度概要(1) (2017年3月7日) を参照した。

³⁶ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

³⁷ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

2.3. 審査業務

2.3.1. 出願から登録までの流れ

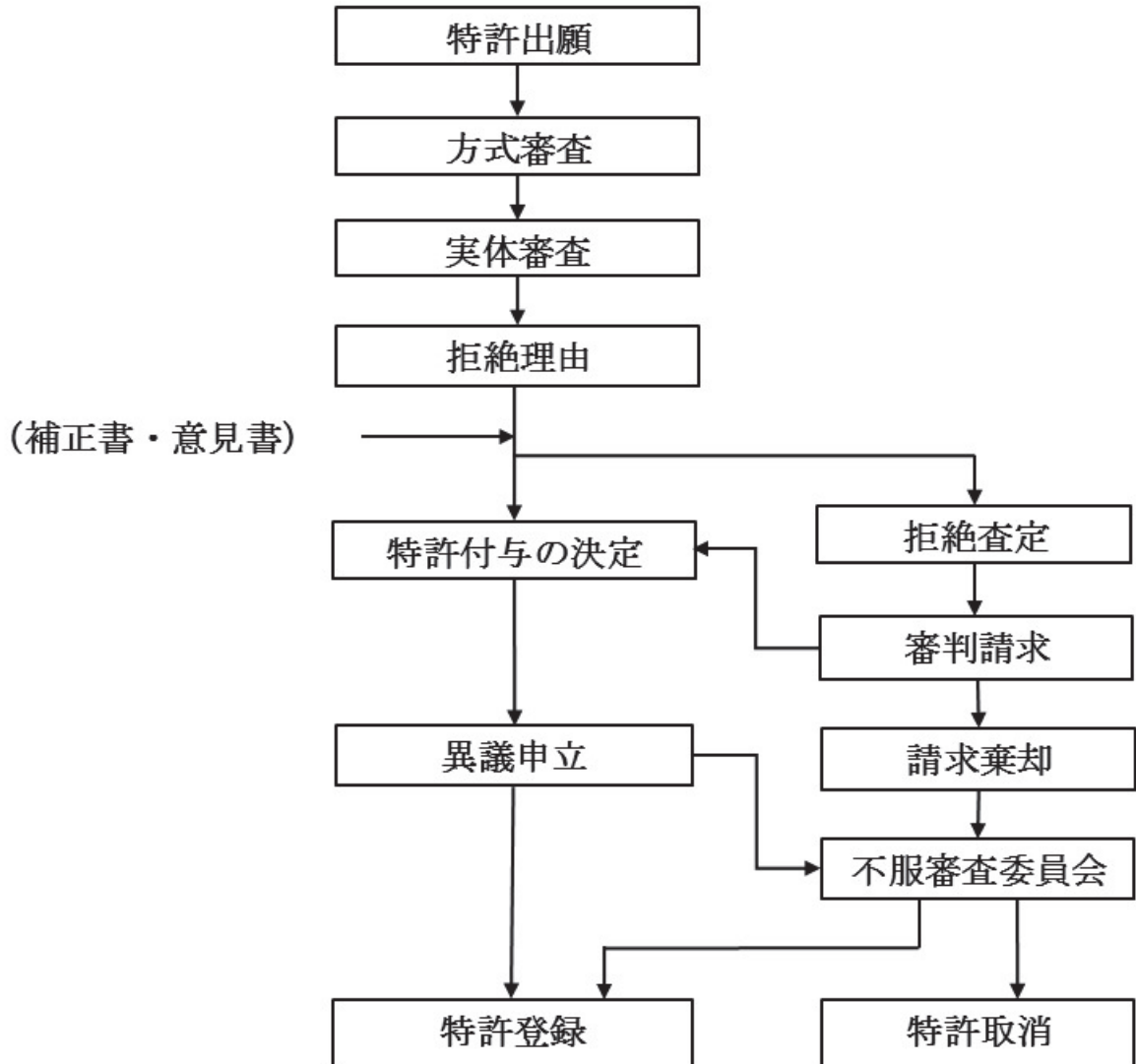


図 GC-2 出願から登録までの流れ

2.3.2. 使用分類

国際特許分類（IPC）を使用

2.3.3. 出願に用いる言語

出願言語は、アラビア語及び英語である。出願時には両方の言語が要求される³⁸。

英語による書類はすべて、アラビア語の翻訳文を添付しなければならない。英語又はアラビア語によるものでない書類はすべて、アラビア語及び英語の両方の翻訳文を添付しなければならない。

この点については、JETRO の資料³⁹においても、「特許出願は、英語とアラビア語で提出しなければならない。争い生じた場合、与えられた特許のアラビア語資料が裁判で利用される唯一の公式資料であり、特許出願と審査中の補正のアラビア語資料は重要な位置付けとなる。したがって、品質の高いアラビア語翻訳を準備して提出することが重要である。」と記載されている。

2.3.4. 出願日の認定及び出願書類⁴⁰

出願日の認定については規則第 9 条に規定されている。

GCC 特許庁に提出された出願書類が形式要件を満たしていれば、願書に出願番号が割り当てられ、出願日が確定する⁴¹。

なお、オンライン手続は最初の出願だけ対応しており、現地代理人のみが対象となる⁴²。

出願に必要な書類は以下のとおりである。

アラビア語及び英語による書類を特許庁に提出する必要がある。なお、アラビア語訳の明細書等は出願と同時に提出しなければならない。また、以下の(3)から(5)の文書については、所定の用紙を提出し、書面で誓約することにより、出願日から 3 月以内に提出することができる（施行細則第 3 条）。

(1) 願書

出願人名及び発明者並びに住所等を記載

(2) 明細書・クレーム・要約及び必要な図面：明細書の記載は他の国と同様に産業上の利用分野、従来技術等も記載

(3) 委任状：出願人が署名する。この署名は、GCC 加盟国のいずれかの国の領事による

³⁸ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）を参照した。

³⁹ JETRO 湾岸協力会議特許庁における特許権取得に関する制度概要調査（2016 年 6 月）p10、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/ip/pdf/gcc_201606.pdf を参考とした。（最終アクセス日：2017 年 2 月 22 日）

⁴⁰ 外国産業財産権侵害対策等支援事業 ミニガイド 湾岸協力会議
<http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html> を参照した。

⁴¹ 模倣品対策マニュアル中東編 <https://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/middleeast1.pdf>（発行年 2009 年 3 月）を参照した。（最終アクセス日：2017 年 2 月 22 日）

⁴² AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）を参照した。

領事認証 (Legalization) を受けなければならない。

(4) 譲渡書 (Assignment)

法人が出願する場合に必要で、発明者が署名する。領事認証が必要である。

(5) 登記簿謄本 (Extract of the Commercial Register 又は Certified Copy of Articles of Association or Incorporation)

法人が出願する場合に必要である。領事認証が必要

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に必要である。領事認証が必要

規則第 9 条

願書が本規則及び本細則に定める条件を満たしている場合、官庁は、出願日を登録し、様式審査を行う。実体審査は、実体審査料が支払われてから、官庁により実施されるか、又は、認定済みの審査機関の一つによって実施される。

施行細則第 3 条

第 1：願書には次を含めるものとする。

3.1 発明の詳細な説明。最初に発明の題名を記載し、次に従う

(中略)

3.2 クレーム。起案に際しては、次に従う。

(中略)

3.3 発明に関する図面。発明の性質上図面による明確化を行うことが認められる場合は、発明を理解するために必要な時に提出することを要する。図面は、発明を理解するために、提出するのが望ましい⁴³。

3.4 発明の要約

(中略)

第 2：願書には次を添付する。

3.1 出願人が法人の場合、商業登記簿の抄本、又は、基本定款の正式な抄本

3.2 出願人が発明者と異なる場合、発明に対する出願人の権利の証明

3.3 発明の本質的な要素が第三者の発明から得られた場合、当該第三者の承諾

3.4 願書が代理人により提出される場合、代理人を任命する文書

3.5 願書において他国に提出された以前の願書の優先権を主張する場合、以前の願書の写しとそれに添付されていた文書、並びに、その出願日と出願番号及び当該願書が提出された国を示す証明書

(第 2 中で 3.5 を除く) 上記の文書は、然るべく認証されることを要する。

文書は英語で記載されていた場合、すべてアラビア語翻訳を添付し、また、他の原語で記載されていた場合、アラビア語と英語の翻訳を添付する。第 1 中において記載した文

⁴³ 原文として参照した、特許庁 外国産業財産権制度情報 湾岸協力会議 (GCC) 「統一特許法施行規則」では、「発明を理解するためには図面が必要でない場合であっても同様とする」となっているが、GCC 特許庁ウェブサイト <http://www.gccpo.org/> を参照、仮訳し、「図面は、発明を理解するために、提出するのが望ましい」、と解した。

書それぞれの原本及び謄本は、願書に添付する。そのような文書及び願書は、施行細則の第4条及び第5条に記載されている要件を満たすことを要する。願書にその他の文書が添付されていない場合、出願人は、所定の用紙を提出して、出願日から3月以内に必要な文書を提出することを書面で約束することができる。

（以下略）

2.3.5. 審査の手順⁴⁴

出願は最初に出願日を得るための要件を満たしているか審査される。この要件を充足していれば、出願に出願日を付す。出願はその後、すべての方式要件の充足について審査される。欠陥が発見された場合、出願人は通知日から最長で3月以内に是正するように求められ、是正しなければ出願は行われなかったものとみなされる（施行細則第16条）。

出願の方式要件が整っていると判明した場合には実体審査の対象となる。特許庁は評定調査によって実際の審査費用について見積を行い、出願人に通知する。出願人はその後3月以内に実体審査料を支払う必要があり、支払わなければ出願は放棄されたものとなる。

実体審査料を適時に支払った場合、特許庁は出願書類を実体審査に回付する（施行細則第18条）。

実体審査中に拒絶理由が発見された場合、出願人にその旨が通知され、3月以内に回答するよう求められる。回答しなければ出願は拒絶される。出願人は回答時に補正することができる。出願人の回答は出願人の費用負担で審査され、その後に出願人は、3月以内に回答するよう再度求められることがあり、この場合も出願人の回答は出願人の費用負担で審査される。特許を付与することができないと判明した場合、出願は理由を伴う決定によって拒絶され、出願人にその旨を通知し、決定が公示される（施行細則第19条、施行規則第20条）。

審査において、決裁権限は特許局長にある。分類付与は審査官が行い、審査は請求された順（実体審査料が支払われた順）に実施される。審査の権利の有効性を確認する方法としては、異議申立ての制度がある。

なお、現在、実体審査は一部を中国国家知識産権局（SIPO）に委託している（2017年2月）⁴⁵。

施行細則第16条

特許庁は、本規則及び施行細則に定める条件が満たされていることを確認するために願書及び添付物を形式的に審査する。当該審査により、本規則に定められている要件が満たされていなかったことが判明した場合、特許庁は、出願人に対し、書留郵便で、催告の受領の日から最大3月以内に、かかる要件を満たすよう催告を行う。出願人がこれを行わない場合、出願は無効とみなされ、出願登録簿には、官庁の長官の決定により然るべき記載される。

⁴⁴ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012年2月）を参照した。

⁴⁵ 本調査の質問票調査及びヒアリング調査に基づく。

施行細則第 18 条

方式審査から、出願が方式要件を満たしていることが判明した場合、官庁は、評価見積に基づいて実体審査において生じる費用の見積を出す。次に官庁は、通知の受領から最大 3 月以内に当該料金を納付するよう求める通知を出願人に書留郵便で送付する。出願人が所定の期間内に当該納付を行った場合、官庁は、願書を実体審査に回付する。納付しない場合、出願は無効とみなされ、官庁の長官の決定に基づき、出願登録簿にその旨記載される。

施行細則第 19 条

19.1 官庁は、実体審査の結果を出願人に通知し、出願人は審査報告書に従って、願書の補正を官庁に提出する。

19.2 願書は、出願人の費用負担で、出願人による補正及び指示に照らして 2 回目の審査を受ける。

19.3 官庁は、2 回目の審査結果を出願人に通知し、出願人は、審査報告書に従って願書を補正する。願書は、出願人の費用負担で 3 回目の審査を受ける。

19.4 3 回目の審査から、出願が特許付与の条件を満たさないことが判明した場合、出願は拒絶される。

19.5 願書の補正についての官庁から出願人宛の通知は、その日付から 3 月以内に回答するものとし、所定の期間内に回答がない場合、出願は拒絶される。

施行細則第 20 条

実体審査から、出願が本規則及び施行細則の要件を満たしていることが判明した場合、出願人は、公告料及び特許付与料を納付するよう催告を受ける。理事会⁴⁶が特許付与を承認すると、通知を受領した日から 3 月以内に料金を納付する。公告料及び付与料の納付後、決定が公告され特許証が出願人に交付される。料金の納付がなされない場合、出願人は、更に 3 月以内に納付するよう催告を受け、この間に納付がない場合、出願は無効とみなされる。公告日から 3 月以内に委員会に対し異議が申し立てられない場合、特許は登録簿に記録され、出願人に交付される。

⁴⁶ 規則第 1 条 1.4 に規定されている。特許庁設置法に定める特許庁の理事会である。理事会（Board of Directors）、はサウジアラビア特許庁長官、UAE 経済産業省知的財産副次官、オマーン商工省商務部長、など GCC 加盟国からの 6 名で構成されている。GCC 特許庁ウェブサイト

<http://www.gccpo.org/BoardOfDirectorsEn/BorderDirectorsMembers.aspx>（最終アクセス日：2017 年 3 月 9 日）

2.3.6. 審査結果の通知及び応答⁴⁷

方式審査において、欠陥が発見された場合、出願人は通知日から最長で3月以内に是正するように求められ、是正しなければ出願は行われなかったものとみなされる（施行細則第16条）。

実体審査中に拒絶理由が発見された場合、出願人にその旨が通知され、3月以内に回答するよう求められる。回答しなければ出願は拒絶される。出願人は回答時に補正することができる。出願人の回答は出願人の費用負担で審査され、その後に出願人は、3月以内に回答するよう再度求められることがあり、この場合も出願人の回答は出願人の費用負担で審査される。特許をまったく付与することができないと判明した場合、出願は理由を伴う決定によって拒絶され、出願人にその旨を通知し、決定が公告される（施行細則第19条）。

なお、これらの審査結果の通知はオンライン送信で通知される。

⁴⁷ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD（GCC 発行年 2012 年 2 月）を参照した。

2.3.7. 出願・登録手数料⁴⁸

個人の手数料、及び個人以外の高額な手数料の2本立ての手数料制度である。
出願および登録に関する手数料は以下のとおりである。

手数料金表 (サウジアラビア・リアル建)

事項	個人	個人以外
出願	2,000	4,000
特許出願の補正	500	1,000
実体審査料	実費 (変動あり)	実費 (変動あり)
付与及び公告手数料	2,500	5,000

※ 1 サウジアラビア・リアル = 30.86 円 (三菱東京 UFJ 銀行、外国為替相場一覧表、T.T.S. 2017/2/28)

年金：

係属中の特許出願及び付与特許の両方に関して、出願後2年目から20年目まで年金を支払う。年金は、実際の出願日又は優先日と無関係に、出願後の各暦年の最初の3月間に前払し、初回分は出願日の翌暦年の最初の3月間に支払う。すなわち年金は、出願の翌暦年から、毎年1月、2月又は3月に支払う。年金は、3月の猶予期間、すなわち、4月、5月又は6月であれば、割増金を伴い支払うことができる。3月の猶予期間内における年金割増金の現行額は、個人については SAR 500.00、個人以外は SAR 1,000.00 である。2年以上の年金又は特許全期間の年金についても一括して支払うことができる。現在の GCC 法の規定によると、特許庁が出願についてまったく決定を行わず3年が経過した場合、出願人は特許庁が特許付与を決定するまで年金の支払を保留できるが、この決定があった後、未払となっていた年金額すべてを積算して一括で支払う。年金の支払は関係当事者の請求に基づき行われる。年金を期間内に支払わない場合、又は割増金を伴い3月の猶予期間内に支払わない場合、特許又は該当すれば出願は失効となり、回復できない。

手数料表 個人及び個人以外の年金 (サウジアラビア・リアル建)

年金	個人	個人以外
2年目	2,000	4,000
3年目	2,100	4,200
4年目	2,200	4,400
5年目	2,300	4,600
6年目	2,400	4,800
7年目	2,500	5,000
8年目	2,600	5,200

⁴⁸ AIPPI・JAPAN 発行 MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD (GCC 発行年 2012 年 2 月) を参照し作成した。

湾岸協力会議 (GCC)

9年目	2,700	5,400
10年目	2,800	5,600
11年目	2,900	5,800
12年目	3,000	6,000
13年目	3,100	6,200
14年目	3,200	6,400
15年目	3,300	6,600
16年目	3,400	6,800
17年目	3,500	7,000
18年目	3,600	7,200
19年目	3,700	7,400
20年目	3,800	7,600

3. 実用新案

GCC としての実用新案制度はない。

4. 意匠

GCC としての意匠制度はない。

5. 商標

GCC 域内の商標制度を統一するための統一商標法が制定されているが、単に制度の統一を目的とするにとどまっており、広域商標庁の設立は目的とされていない⁴⁹。

⁴⁹ 平成 21 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ロシア、中南米及び中東における知的財産権制度及びその運用状況に関する調査研究報告書」https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou/h21_report_04.pdf（最終アクセス日：2016 年 11 月 15 日）を参照した。

N. 概括表 特許(I) (2016年12月時点)

	保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の設定	方式審査	実体審査
GCC	製品、工業的方法又は製造方法	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、販売、使用、若しくは輸入、販売、販売のための展示又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面)	○	○
トルコ	産業財産権の範囲で保護に適合と認められる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を防止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用以外の目的のための在庫保有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書、クレーム、要約、図面 ・手数料納付の領収書	○	○
イスラエル	・発明であって、あらゆる技術分野の物又はプロセス ・新規かつ役立つものであり、産業上の利用性があり、進歩性を有するものの特許性のある発明	出願日から20年	自己の特許発明を他人が利用することを防止する権利	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ヘブライ語 ・アラビア語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願書類が提出された日 (出願人氏名、手数料)	○	○
イラン	何からの製品又は方法を初めて生み出し、専門性、テクニク、技術、産業等何らかの方向において具体的な問題の解決策を提供する人の精神の成果	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を妨げる権利(物の製造、販売、使用、若しくは輸入、販売、販売のための展示をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	・ペルシャ語 ・英語	国際特許分類 (IPC)	出願人の身元の証明、発明の簡単な説明	○	○
UAE	物、製造の方法又は技術的な問題に対する実用的解決につながる公知の製造の方法の応用に関連するすべての革新的な思想	出願日から20年	・自己の特許発明を利用する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用をいう。) ・自己の特許発明の他人の利用を防止する権利(物の発明の場合、利用とは、物の製造、販売、使用、若しくは輸入、又は個人利用をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 英語	製品分類	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
バーレーン	進歩性を含み、工業的に利用可能である新規な発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	(未整備)	・出願費用 ・出願書類	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	新規であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売の申請、販売、利用又は販売の申請、販売若しくは利用の目的の所有をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (IPC)	・出願書式 ・出願人情報 ・明細書	○	○
カタール	新規性、進歩性を有し、産業上利用可能である発明	出願日から20年	自己の特許発明を専ら実施する権利及び他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の製造、販売、使用、販売の提供、販売、又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○※2	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
サウジアラビア	登録要件を満たす、製品、方法又はその何れかに関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(物の発明の場合、利用とは、その物の製造、販売、販売の申請、保管又はこれらすべての輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・明細書 (クレーム、要約、図面) ・手数料	○	○
ヨルダン	技術分野における製品、方法、又はその両方で、当該分野における特定の課題に対する実施可能な解決策となる発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による専ら実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、その物の生産、利用、使用、販売の申請、販売又は輸入をいう。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語 アラビア語以外の場合、翻訳の添付	国際特許分類 (特許分類を採用していない。)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、引用文献一覽等) ・要約	○	○
エジプト	工業製品、産業上の方法の応用に関連する発明	出願日から20年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利(ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いずれかの国で商業化した場合に特許権が消滅する。)	第1国出願日から12月	○	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類 (IPC)	・願書 ・詳細説明 (明細書、クレーム、(同発明の) 外国の出願書類と審査結果等) ・手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がカバーしている。

※2 ただし、PCT規則4.17に従っている。

N. 懸待査 特許(2) (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実体審査)
GCC	×	×	×	○	○ ※5	×	○ 公告より3月以内	○ 通知より3月以内	○	×	通知より90日以内に補正可能	通知より3月以内に補正可能
トルコ	○	○	○	○	○	○	○ 方式要件に対するもの	○ 通知から2月以内、裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	意見書提出と補正が可能	通知から6月以内に意見書提出と補正が可能
イスラエル	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	通知から4月以内に応答	通知から4月以内に応答
イラン	×	×	×	×	○	×	○	○ 通知より2月以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	通知より30日以内に補正可能	通知より30日以内に補正可能
UAE	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 通知を受けた日から60日以内	○ 裁判所への申立	×	通知より30日以内に補正可能	補正可能
バーレーン	×	×	×	○	○	○	○ 公告から60日以内	○ 査定の通知から60日以内に最高裁へ	○	×	通知から30日以内に補正可能	通知から30日以内に補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	○	○	○	×	○	○	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 通知から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	○	通知から60日以内に補正可能	通知から90日以内に補正可能
カタール	×	×	×	×	○ ※6	×	○ 公告後60日	○ 通知を受けた日から15日 ※7	○ 裁判所への申立	×	方式審査の通知から15日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
サウジアラビア	×	○	×	○	○	×	○ 請求期間：規定なし、ただし3月という情報がある。	○ 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。	○	×	方式審査の通知から90日以内に補正可能	実体審査の通知から3月以内に補正可能
ヨルダン	×	×	×	×	○	×	○ 出願承諾の公告から3月以内	○ 決定から60日以内に裁判所へ	○ 裁判所への申立	×	特許権発行まで補正が可能	特許発行まで補正が可能
エジプト	×	×	×	×	○ ※6	○	○ 出願受理の公告から60日以内	○ 決定通知から30日以内に委員会へ	○ 裁判所への申立	×	補正又は補足の要求から3月以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 クウェートの特許制度は、GCCの特許制度がとて、実体審査開始カバールしている。

※2 実体審査料を支払うこと、早期審査を請求できる。

※3 分割できるとの情報がある。

※4 日エ間のPPHが利用可能

※5 法令の規定はなく、運用により実施

※6 分割できるとの情報がある。

※7 請求期間：規定なし、ただし90日という情報がある。

N. 特許権・実用新案(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
産業財産権の範囲で保護に適合し認められる考案（特許法の準用）	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の生産、販売、使用、若しくは輸入、又は輸入利用以外の目的のための在庫保有をいう。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性 産業上利用可能	トルコ語、英語、フランス語、ドイツ語	国際特許分類（IPC）	願書 明細書、クレーム、要約、図面 手数料納付の領収書	○	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
製造の方法又は技術的な問題に対する革新的な発明 製造の方法又は技術的な問題に対する革新的な発明 製造の方法又は技術的な問題に対する革新的な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案を利用する権利（物の発明の場合、利用とは、その物の製造、使用、販売をいう。） 自己の特許発明の他人の利用を防止する権利（物の発明の場合、利用とは、物の製造、使用、保持、販売又は輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 （革新的なものではない） 産業上利用可能	アラビア語、英語	製品分類を適用（IPCは使用していない。）	願書 明細書（クレーム、要約、図面） 手数料、など	○	○
産業上利用可能である新規な発明	出願日から10年	自己の登録実用新案の他人による実施を禁止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、利用、使用、販売の提供若しくは販売、又はそれらを目的とした輸入をいう。）	出願日より12月	○	新規性 産業上利用可能	アラビア語	（未整備）	出願費用 出願書類	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
発明であり、進歩性を含み、産業上利用可能なものが発明である。	出願日から10年	自己の特許発明の他人による実施を防止する権利（物の発明の場合、実施とは、その物の製造、輸入、販売、利用又は販売の申出、販売若しくは利用の目的の所有をいう。）※特許法準用	出願日より12月	○	新規性 進歩性 産業上利用可能	アラビア語	国際特許分類（IPC）	出願書式 出願人情報 明細書	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
装置、道具及び設備の構造、構成、製品、製造過程・製造方法、並びに現在使われている同種のもの、に関する追加技術、	出願日から7年	自己の特許発明の他人による利用を禁止する権利（ただし、物の輸入、使用、販売又は流通については、いづれかの国で商業化した場合に特許権が消失する。）※特許法準用	第1回出願日から12月	○	新規性	アラビア語	国際特許分類（IPC）	願書 詳細説明（明細書、クレーム、図面） 手数料納付の領収書	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

N. 概括表 実用新案(2) (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する制 度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から3月以内に 応答	-
イスラエル	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
イラン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
UAE	×	×	×	○	×	×	○	○	○	×	通知より30日以内に補正 可能	補正可能
パレーレン	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	通知から30日以内に 応答	通知から30日以内に 応答
クウェート	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
オマーン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	通知から60日以内に 応答	通知から90日以内に 応答
カタール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
エジプト	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	補正又は補足の要求から 30日以内	応答可能

○制度あり ×制度なし ー情報なし

※1 実体審査料を支払うこと ※2 分割できるとの情報があ
で、実体審査開始
る。

N. 製造業 意匠(1) (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類	出願日の認定	方式審査	実体審査
6CC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	出願日から5年 最長5年まで5年ごとの更新が可能	自己の登録意匠の権利についての特許権(実施とは、自己の意匠が使用された物品の生産、市場化、販売、販売の中止、輸入、商品化又はそれらの目的で在庫保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	トルコ語	国際意匠分類(ロカルノ分類)	・願書 ・図面(又は写真等) ・手数料納付の領収書	○	×
イスラエル	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人が実施することを防止する権利(実施とは、登録意匠に係る物品の物品に意匠若しくは商標等を応用するが、又は応用を可能とする意匠を得た行為、又はその応用を知らず(若しくは意匠を公開し、若しくは商取引のために展示することをいう。)	第1国出願から6月	○	国内新規性、独自性	ヘブライ語 アラビア語(推奨されない) 英語	国際意匠分類	出願書式 図面 出願費用	○	○
イラン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠を他人による実施を妨げる権利(実施とは、物品の製造、販売、輸入、輸出、販売の中止、輸入、販売の中止をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性、独自性	ペルシヤ語	国際意匠分類	出願書類	○	○
UAE	出願日から10年	自己の登録意匠の他人の実施を防止する権利(実施とは、製品を製造するために産業用面若しくは意匠に関する製品を輸入若しくは保持をいう。)	第1国出願から6月	○	新規、革新的で、かつ産業上又は工業製品として利用し得るもの	アラビア語、英語	製品の分類(ロカルノ分類ではない。)	願書 図面 手数料 など	○	×
バーレーン	出願日から10年 5年の延長が1回のみ可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(実施とは、物品の製造、販売、意匠を含む又は本質的に真ならぬ物品の商業目的の輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	独自性、新規性	アラビア語	未整備	出願書式 図面 出願費用	○	○
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	出願日から5年 5年ごと2回の延長が可能	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(物の発明の場合、実施とは、物品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性	アラビア語	国際意匠分類	出願書類	○	○
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	出願日から10年	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、登録意匠を含む又は非工業製品の製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規であり、かつ、これを既知の工業意匠から区別する特徴を有する。	アラビア語	国際意匠分類	願書、明細書、図面、手数料、など	○	×
ヨルダン	出願日から15年	自己の登録意匠の他人による実施を防止する権利(実施とは、登録意匠を付した物品の生産、輸入又は販売をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性があり、独自性がある工業意匠であること	アラビア語、英語(アラビア語以外の場合)	国際意匠分類	・願書 ・図面 ・意匠に係る物品の種類 ・意匠の区分/分類	○	○
エジプト	出願日から10年であるが、所定の条項により5年延長される。	自己の登録意匠の他人による実施を禁止する権利(利用とは、自己の登録意匠を付した製品の生産、製造、販売又は輸入をいう。)	第1国出願から6月	○	新規性 産業上利用が可能	アラビア語	国際意匠分類	・願書 ・意匠(又は見本)	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

N. 概括表 憲匠② (2016年12月時点)

	第三者による情報提供制度	出願公開制度	審査請求制度	秘密意匠	分割に関する制度	出願の変更に関する制度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答(方式審査)	審査結果の通知及び応答(実地審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	×	×	×	×	○	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	-
イスラエル	×	×	×	○	○※3	×	○	○	○	○	決定から3月以内	決定から3月以内
イラン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	通知から30日以内に訂正を求められる。	通知から30日以内に訂正を求められる。
UAE	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	通知より30日以内に補正可能	-
バーレーン	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	補正可能	補正可能
クウェート	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
オマーン	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	通知から60日以内に補正が求められる。	通知から60日以内に補正が求められる。
カタール	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2	※2
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	通知より90日以内に補正可能	×
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	通知あり
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	不備がある場合に補正命令	補正可能

○制度あり ×制度なし -情報なし

※1 事実上運用されていない。

※2 登録手続きが存在しない。

※3 分割できるとの情報がある。

N. 登録商標 (2016年12月時点)

保護対象	権利の存続期間	権利の効力	優先権	新規性喪失の例外	登録要件	出願言語	使用分類 (2016年12月時点)	出願日の認定	方式審査	実体審査
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
文字・商品形状等で、印刷により刊行及び複製可能なものから構成された、自己商標識別のための商標	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の商標の指定商品・役務での使用、登録商標と混同の恐れのある商標の使用、又は登録商標の範囲には該当しないが周知の登録商標の評判を利用して不当な利益を得る若しくは害するおそれのあるものを使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	トルコ語	国際分類 (第10版) ※1	・願書 ・商標見本 ・商標が使用される商品・役務のリスト ・手数料納付の領収書	○	○
2次元または3次元の文字、数字、単語、図案又は記号、又はそれらの組み合わせ、及び音響、触覚、芳香	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標が付された商品及び関連する事項への商標の使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	ヘブライ語 アラビア語 英語	国際分類 (第9版)	出願様式 出願費用	○	○
視覚的標識	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一の使用、当該商標と類似した商標の使用、又は当該商標と類似した商品・役務との間で混同を起す使用をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	ペルシャ語	国際分類 (第9版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別力を有する形態を備えた任意のもの (音声も対象)	10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を使用し消費者に混同を生じさせる行為をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (10版) ※1	願書 手数料 委任状、など	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
名称、文言、シグネチャ、キャラクター、記号、数字、題名、印章、図面、画像、刻印、楕円、図形的要素、形状又は色、色味又は色の組合せ、その他の標識又は標識群等、及び音、匂いも対象	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	出願様式 出願費用	○	○
識別性 (音、匂い、味も対象)	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	第1国出願から6ヶ月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (版、不明) ※1	出願様式	○	○
視覚的に認識可能で、製品を区別することができるすべての明確な標章	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6ヶ月	×	固有の形態	アラビア語	国際分類 (第8版) ※1	願書 手数料	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる商標	10年 10年ごとの期間延長	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品・役務と同一又は類似の商品・役務に用いて消費者に誤認を引き起こす行為をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第10版) ※1	願書 手数料 サウジアラビア領事館により署名、認証された委任状 (代理人による場合)	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標章	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を排他的に使用する権利 (使用とは、登録商標と混同を生じるほど同一又は類似の商標の使用をいう。)	6ヶ月	×	識別性	アラビア語	国際分類 (第8版)	願書 商標	○	○
自己の製品又はサービスに用いられる視覚によって認識できる標識	出願から10年 10年ごとの更新可能	自己の登録商標を使用許諾をする権利	第1国出願から6ヶ月	×	自己商品識別性 使用又は使用予定	アラビア語	国際分類 (第10版)	願書 商標の画像 標章	○	○

○制度あり ×制度なし 一情報なし

※1 保護の例外あり

N. 概括表 高標② (2016年12月時点)

	第三者による 情報提供 制度	出願公開制 度	審査請求制度	秘密特許	分割に関する 制度	出願の変更 に関する制 度	異議申立に関する制度	拒絶査定不服審判	無効審判	訂正審判	審査結果の通知及び応答 (方式審査)	審査結果の通知及び応答 (実体審査)
GCC	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
トルコ	○	×	×	—	○	×	○ 公告から3月	○	○ 裁判所への申立	×	不備がある場合に補正命 令	補正可能という情報があ る。
イスラエル	○ 慣行として 実施	×	×	×	○ 分類の分割	×	○ 公告から3月	○	×	×	所定の期限内に応答可能	所定の期限内に応答可能
イラン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から2か月以内	通知の日から2か月以内
UAE	×	×	×	×	×	×	○ 公告から30日	○	×	×	通知の日から60日以内	補正可能
パレーレン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
クウェート	×	×	×	×	×	×	○ 公告から60日	○	×	○	通知された日から90日以 内	通知された日から90日以 内
オマーン	×	×	×	×	×	×	○ 公告から90日	○ 裁判所への申立	×	×	通知を受領した日から60 日以内	通知を受領した日から60 日以内
カタール	×	×	×	×	×	×	○ 公開から4月	○	×	○	補正可能	補正可能
サウジアラビア	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	決定の通知日から90日以 内	決定の通知日から90日以 内
ヨルダン	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	×	補正又は修正が可能	補正又は修正が可能
エジプト	×	×	×	×	×	×	○	○ 裁判所への申立	×	○	不備がある場合に補正命 令	補正可能

○制度あり ×制度なし —情報なし

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

中東諸国における特許・実用新案・意匠・商標の審査運用の実態
および審査基準・審査マニュアルに関する調査研究 報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>